

3-1.用語の解説

あ 移動等円滑化

高齢者、障がい者等の移動や施設を利用する際に、身体の負担を軽減することにより、移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいいます。本事業計画では、「バリアフリー化」と同義に用いています。

か 勾配

進行方向に横向き of 傾斜のことを「横断勾配」といい、進行方向に縦向き of 傾斜のことを「縦断勾配」という。勾配は、車いす使用者の走行、高齢者などに配慮し、可能な限り小さくする必要があります。「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」では、横断勾配は1%以下、縦断勾配は5%以下としている。(パーセント標示は、水平距離に対する垂直距離の割合を示したもので、例えば、水平距離 1m に対して 5cm の高低差が生じている場合、勾配は 5%となります。)

交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）

高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成 12 年 11 月 15 日に施行されたが、平成 18 年（2006 年）にハートビル法と統合し、バリアフリー新法が施行された。

神戸市交通バリアフリー基本構想

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 15 日施行）に基づき、「三宮」「元町」「神戸」「垂水」の 4 地区を重点整備地区として、平成 14 年 11 月に公表した。

（基本構想の内容）

- ①バリアフリー化に関する基本的な考え方
- ②重点整備地区の位置及び区域、特定旅客施設、主要施設、整備すべき特定経路
- ③整備すべき課題、整備方針

神戸市バリアフリー基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」（平成 18 年 12 月 20 日施行）に基づき、「住吉」「六甲道」「三宮」「湊川」「鈴蘭台」「長田」「板宿」「垂水」「西神中央」の 9 地区を重点整備地区として、平成 24 年 3 月に公表した。

（基本構想の内容）

- ①バリアフリー化の基本方針
- ②重点整備地区の位置及び区域、生活関連施設、整備すべき生活関連経路
- ③重点整備地区における整備目標

神戸市バリアフリー道路整備マニュアル

三宮などの市街地で高齢者や身体障がい者の方々の利用の多い施設を結ぶ歩道を中心として適用していく道路整備基準。

◆主な基準（新たに歩道を整備する場合）

歩道と車道の段差：段差 5cm のセミフラット形式歩道を標準として、歩道の波打ちを改善。

休憩施設：急な坂道にはベンチなどの休憩できる場所を設ける。

視覚障害者誘導用ブロック：従来の神戸市独自のタイプを、全国共通の JIS タイプにする、など。

神戸市民の福祉をまもる条例

昭和 52 年 1 月、すべての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、市民の総意に基づき、全国に先駆けて制定した。

福祉のあるべき姿を「市民福祉」としてとらえ、対象を従来の高齢者・児童・障がい者などの限られた市民から広くすべての市民に拡大するとともに、健康、所得、労働、教育、住宅などといった生活の基礎的な条件を安定的に確保していくことを目指している。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2015

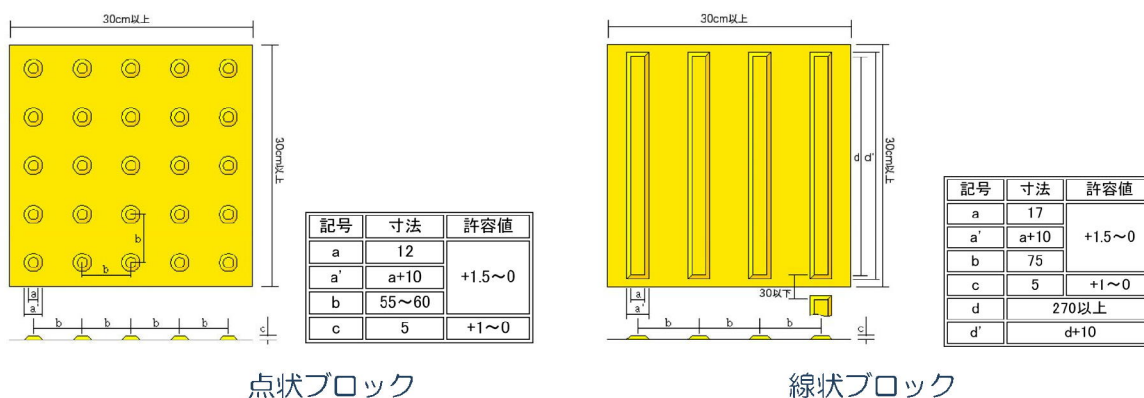
「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき、社会情勢や家族・地域の状況変化に伴い生じている市民福祉の諸課題に対応するため、神戸が築いてきた多くの強みを生かすとともに、新たな芽を育みながら、市民・事業者・行政の協働と参画による「人がつながる、安心・支え合いの市民福祉」を推進する計画。

さ 重点整備地区

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要とされ、かつ移動等円滑化のための事業を重点的、一体的に実施することが有効な地区をいい、「徒歩圏内」の考え方の目安である概ね 400 ヘクタール未満の区域となります。

視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）

視覚に障がいのある人が杖や足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれます。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがあります。なお、視覚障害者誘導用ブロックは、各製造者により様々な形状のものが販売されていますが、平成 13 年に JIS 規格化されており、ガイドラインでは JIS 規格の使用が推奨されています。



点状ブロック

線状ブロック

生活関連経路

「生活関連施設相互間の経路」（バリアフリー新法第2条21号ロ）であり、生活関連施設を結ぶ道路、駅前広場、通路など。

生活関連施設

「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」（バリアフリー新法第2条21号イ）であり、高齢者・障がい者等が相当数利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校など。

セミフラット型

従来は、車道と歩道を分離するため段差を15~20cm（マウントアップ型歩道）設けたが、5cm程度にしたものがセミフラット型。セミフラット型にすることで、車の乗り入れ部の歩道の傾きの変化を少なくし、歩道の波打ちを改善することができる。車道と同じ高さの歩道形式をフラット型歩道という。

た 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

重点整備地区内の道路については、最低限の基準が「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（平成12年11月15日、建設省令）」において定められ、基準に定められていない事項について、高齢者・障がい者等をはじめとするすべての利用者のニーズに合った、より質の高い歩行空間の形成のための道路構造を示すために、平成15年1月30日に道路の移動円滑化整備ガイドラインが策定された。

また、バリアフリー新法の施行に合わせて、全ての人々が安全で安心して利用できる道路空間のユニバーサルデザイン化を目指し、バリアフリー新法に基づく特定道路の新設または改築を行うに際して適合させる基準として「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成18年12月19日、国土交通省令）が定められ、平成20年2月11日に本ガイドラインが改訂された。

道路管理者

道路法第 18 条第 1 に規定する道路管理者。

神戸市内の道路では、一般国道のうち指定区間（国道 2・43・175 号）については国土交通省、それ以外の国道及び県道・市道については、神戸市が管理している。

道路特定事業

歩道の改良、案内標識の設置その他バリアフリー化のために必要な整備を行う事業をいう。

段差解消

高齢者や車椅子のスムーズな移動確保とつますきによる転倒防止のため、歩道と車道、歩道と施設などとの段差をなくすこと。スロープを設置したり、高低差そのものをなくす方策がある。

は ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）

公共性の高い建築物に対して、高齢者や身体障がい者らに利用しやすい施設整備を求めた法律。平成 12 年（2000 年）施行。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で（バリア）となるものを除去するという意味で、1974（昭和 49）年に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したところから、この言葉が使用されるようになった。最初は建築用語として登場し、建築内の段差の解消等、物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障がいの除去という意味でも用いられている。

バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律）

高齢者・障がい者・妊婦等が移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設および広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めた法律。ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充させた法律。平成 18 年（2006 年）12 月 20 日施行。

福祉のまちづくり条例（兵庫県）

平成 4 年 10 月 9 日に兵庫県が全国に先駆けて制定した。

福祉施設、病院、官公庁舎や店舗などの身近な施設に高齢者や障がい者はもとよりすべての県民がいきいきと生活できるようスロープや車いすで利用できる便所の設置など、福祉のまちづくりをめざすための条例。また平成 14 年 10 月に、この条例を改正し、住宅整備基準を新たに制定した。段差の解消、出入口の幅員確保など、車いすや歩行器具を利用する場合にも配慮した内容になっている。

歩道

専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさく、その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

厳密には、歩道のなかに「自転車道」、「自転車歩行者道」等があるが、この冊子では簡便な表現とするため、これらも全て含めて「歩道」と表記している。

ま みちづくり計画

市民のくらしや都市の活力、魅力を高める神戸を市民とともに創造するため、今後のみちづくりの指針とそれを実現させる重点施策などをまとめたもの。

平成 28 年（2016 年）3 月策定

や ユニバーサルデザイン

「みんなにやさしいデザイン」のことで、年齢、性別、文化、身体状況など人々がもつ様々な個性や違いを超えて、一人ひとりが互いに多様性を認め合い、はじめからだれもが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行なっていこうという考え方をいいます。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

神戸市バリアフリー道路特定事業計画(改訂)

2016年(平成28年) 8月発行

編集・発行 神戸市建設局道路部工務課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

TEL 078-322-5399 FAX 078-391-7773

神戸市公報物印刷物登録 平成28年度 第290号(広報印刷物規格A-1類)

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。